

## 出産育児一時金制度について（海外出産の場合）

出産育児一時金は、焼津市の国民健康保険の加入者（産婦）が出産したときに支給されるものであり、海外で出産される場合でも支給されます。

海外出産における出産育児一時金の受領方法は、海外の病院にて費用を支払い、出産後に、必要書類を持って国保年金課または大井川市民サービスセンターへの申請となります。

支給額は1児につき50万円（令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円）となります。

申請の際は下記の持ち物のご用意をお願いします。

- ・世帯主の認印（朱肉を使うもの）
- ・医療機関等へ支払った領収書（原本）と翻訳したもの（翻訳者の氏名、住所、押印がなされているもの）
- ・世帯主名義の振込先がわかるもの
- ・母子手帳
- ・出産育児一時金請求書（申請窓口で配布しています）
- ・調査に関わる同意書（申請窓口で配布しています）
- ・産婦のマイナンバーがわかるもの
- ・産婦の国民健康保険証
- ・出生証明書（原本）と翻訳したもの（翻訳者の氏名、住所、押印がなされているもの）
- ・母親のパスポート（原本）
- ・届出人の顔写真付きの身分証明（マイナンバーカード、運転免許証など）

※書類審査にお時間を要する場合や、申請内容について確認のご連絡をする可能性がございます。予めご了承ください。

問合わせ先：国保年金課 給付担当（本庁舎2階）

電話：054-626-1112